

令和
5年度

特別児童扶養手当のしおり

～障害のあるお子さんの健やかな成長を願って～

① 特別児童扶養手当を受けることができる方

20歳未満で、身体または精神に重度（別表1級に該当）または中度（別表2級に該当）以上の障害をお持ちのお子さんを監護している父または母（主たる生計者）、もしくは父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

外国人の方も、障害児といっしょに日本国内に住んでいる場合は対象となります。

手当が支給されない場合

- ①児童、父または母、もしくは養育者が**日本国内に住んでいない**とき
- ②**児童が、障害を支給事由とする公的年金を受け**ることができるとき（児童扶養手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます）
- ③**児童が、児童福祉施設等に入所**（保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入所を除く）しているとき

② 特別児童扶養手当の額

対象児童の数と等級に応じて支給されます。

（いずれも児童一人あたり）

区分	令和5年4月～
1級（重度障害）	月額 53,700円
2級（中度障害）	月額 35,760円



③ 障害の認定

障害の認定は、指定の特別児童扶養手当認定診断書（障害の内容により様式が異なります。）で行うことを原則とし、障害に係る専門医が作成したものとします。

* 指定の診断書は、市町の窓口に備えてあります。

申請者（受給者）から提出された診断書等を認定医が判定し、障害の等級および障害認定期間を決定します。

なお、一部、診断書を省略し、障害者手帳または療育手帳の写しで判定できる場合もありますので、市町の窓口でおたずねください。

滋賀県

④ 所得の制限

前年の所得（課税台帳で確認します）が次表の額以上の方は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給が停止されます。

● 所得制限限度額表

* 令和5年7月1日～令和6年6月末日申請分はこの限度額を適用

扶養親族等の数	令和4年分所得	
	請求者（本人）	配偶者扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

● 限度額に加算されるもの

- ① 請求者本人……老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合は10万円／人
 特定扶養親族および16歳から18歳までの扶養親族がある場合は25万円／人
- ② 扶養義務者等……老人扶養親族がある場合は6万円／人
 （ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く）

● 所得額の計算法

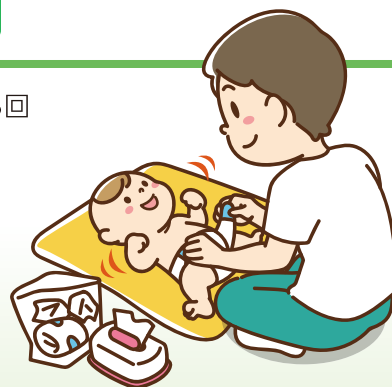
所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－80,000円－下記の諸控除

諸控除の額	控除額
寡婦控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
障害者控除・勤労学生控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
配偶者特別控除・医療費控除等	地方税法で控除された額

⑤ 特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回
受給者本人の金融機関の口座へ振り込まれます。

支払日（支給対象月）
4月11日（12月分から3月分）
8月11日（4月分から7月分）
12月11日（8月分から11月分）



※支払日が、土、日または休日のときは、繰り上げて支給されます。
 ※一部、手当の支払いができないネット銀行があります。

※平成25年度から、原則として12月支払となっています。11月支払を希望される場合は、所得状況届の提出時に11月支払請求書をご提出ください。ただし、所得状況届の提出時期を過ぎた場合は、受け付けることはできませんので、ご了承ください。

⑥ 特別児童扶養手当を受ける手続き

必要な書類を全てそろえたうえで、お住まいの市町の担当課で請求の手続きをしてください。

市にお住まいの方は市長の認定を、町にお住まいの方は県知事の認定を受けることにより支給されます。



<添付書類>

- 請求者と対象児童の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本（抄本））
- 世帯全員の住民票
- 診断書（用紙は市町役場にあり。）
身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合があります。
- 振込先口座申出書または通帳のコピー（カナ氏名および口座番号が表示されたページ）
- その他必要な書類

<個人番号（マイナンバー）の記入について>

- 申請には、申請者、配偶者、児童および扶養義務者等の個人番号の記載が必要です。
 - 受付窓口では、申請者の個人番号と本人確認が必要となりますので、①・②のいずれかを持参ください。
 - ①個人番号カード
 - ②通知カードおよび身元確認書類（運転免許証やパスポート等）
- ※詳しくは市町の担当課でおたずねください。

⑦ 特別児童扶養手当を受けている方の届出

受給資格者は、次のような届出等が必要です。

所得状況届	受給者全員が毎年8月12日から9月11日までの間に提出します。 なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。
額改定届・請求書	障害の程度が重くなったとき 障害程度が重くなった場合は、有期間内であっても額改定（増額）請求することができます。ただし、請求した日の属する月の翌月分からとなります。 障害の程度が軽くなったとき 減額改定は、上記の事由が発生した日の属する月の翌月分からとなります。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき ※児童福祉施設等に入所された場合は、父母の監護要件がなくなるため、手当は支給されません。 すぐに、資格喪失の手続きが必要となります。
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
対象児童にかかる有期再認定請求書	原則として2年に1回、 3月・7月・11月のうち定められた時期 に診断書等を提出していただき、引き続き手当が受けられるか、再認定を受けなければなりません。
その他の届	氏名・住所・銀行口座等の変更、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

届出が遅れたり届出を怠ったりすると、手当の支給が遅れたり受けられなくなったりするほか、手当を返還していただくことにもなりますので必ず提出してください。

- 手当証書** …… 証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。
- 罰則** …… 偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

別表

児童の障害等級表

(詳細は、「特別児童扶養手当障害程度認定基準」をご覧ください。県のホームページに掲載しています。)

1級 (重度障害)

- 1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考：視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級 (中度障害)

- 1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※請求の手続きなど詳しくは、お住まいの市町の担当課または最寄りの
 県健康福祉事務所におたずねください。

市担当課	電話番号	市担当課	電話番号
大津市障害福祉課	077-528-2745	東近江市障害福祉課	0748-24-5640
彦根市障害福祉課	0749-27-9981	米原市子育て支援課	0749-53-5132
長浜市しょうがい福祉課	0749-65-6372	郡部(町)担当課	
近江八幡市障がい福祉課	0748-31-3711	蒲生郡	電話番号
草津市子ども家庭・若者課	077-561-2364	日野町子ども支援課	0748-52-6583
守山市障害福祉課	077-582-1168	竜王町自立支援課	0748-58-5323
栗東市障がい福祉課	077-551-0113	東近江健康福祉事務所	0748-22-1300
甲賀市子育て政策課	0748-69-2176	愛知郡	愛荘町福祉課
野洲市障がい者自立支援課	077-587-6087	豊郷町保健福祉課	0749-42-7691
湖南市障がい福祉課	0748-71-2364	甲良町保健福祉課	0749-35-8116
高島市子育て支援課	0740-25-8136	犬上郡	多賀町福祉保健課
		湖東健康福祉事務所	0749-38-5151
			0749-48-8115
			0749-21-0281